

第二種電気工事士免状の交付申請について（認定の場合）

1. 申請対象者

- ・次のいずれかの条件を満たす島根県内に住民票をお持ちの方
(細部確認事項がありますので、申請前に下記提出先までご相談ください。)
- ① 旧電気工事技術者検定規則による検定合格者
- ② 職業訓練法による職業訓練指導員免許（職種：電工限定）を受け、公共職業訓練または認定職業訓練の実務に1年以上従事した者
- ③ 旧電気工事人事取締規則による免許を受け、昭和25年1月1日以降で屋内・外配線業務に10年以上従事した者

2. 提出書類等

(1) 電気工事士免状交付申請書（様式1）

電気工事士免状を受ける資格は、前項②は「3」に、それ以外は「4」○印を付けてください。

(2) 前項の条件を満たすことを証明する書類（写し）

(3) カラー写真1枚（貼らずに提出）

- ・申請書提出前6か月以内に上半身、無帽、無背景で正面から撮影した縦4cm、横3cmのもので、裏面に氏名を記載してください。

(4) 免状交付手数料（電気工事士免状交付申請書に貼り付けて提出）

- ・5,300円分の島根県収入証紙（収入印紙ではないのでご注意を）
- ・島根県収入証紙は、島根県庁売店、島根県内の山陰合同銀行及び島根銀行等で販売しています。

(5) 住所等確認書類 ※住基ネット確認を希望しない場合

- ・住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）により申請者の氏名等を確認しますので、原則として提出は不要です。

(6) 免状送付先 ※申請書記入住所と異なる住所へ送付を希望される場合

- ・「郵便番号」「住所」を記載した書類（様式任意）を添付してください。
- ・免状は簡易書留で送付しますので、受取人がいる住所としてください。

3. 提出先（持参または簡易書留でご提出ください）

〒690-0884 松江市南田町125-45 島根電設会館内

島根県電気工事工業組合

TEL 0852-21-7433 FAX 0852-31-8488